

障害福祉関係ニュース 平成30年度4号

(障害福祉制度・施策関連情報) 通算357号
(平成30年7月3日発行)

本ニュースは、全社協 高年・障害福祉部に事務局をおく、セルフ協・身障協・厚生協・全救協・障連協の協議員・役員・構成団体、ならびに都道府県・指定都市社協に電子メールにてお送りしています。

[発行] 全国社会福祉協議会 高年・障害福祉部
〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2
新霞が関ビル内
TEL:03-3581-6502 FAX:03-3581-2428
E-MAIL: z-shogai@shakyo.or.jp

◆◆◆ 今号の掲載内容 ◆◆◆

I. 障害福祉制度・施策関連情報

- | | | |
|---|---|-------|
| 1 | 大阪府北部を震源とする地震について | …P. 1 |
| 2 | 改正バリアフリー法 および 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律が公布される | …P. 2 |
| 3 | 「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」の一部改訂について | …P. 4 |

II. その他の関連情報

- | | | |
|---|---|-------|
| 1 | 平成30年度再犯防止シンポジウムのご案内 ～一般就労と福祉との狭間にある者への就労支援～ | …P. 5 |
| 2 | 平成30年度障害者週間「心の輪を広げる障害者理解促進事業」における「心の輪を広げる体験作文」「障害者週間のポスター」の募集について | …P. 6 |
| 3 | 平成30年度都道府県経営協経営セミナー（前期）のご案内 | …P. 7 |

I. 障害福祉制度・施策関連情報

1. 大阪府北部を震源とする地震について

6月18日（月）大阪府北部を震源とするマグニチュード6.1の地震が発生しました。被害にあわれた方々には、心よりお見舞いを申し上げます。

この地震では、死者4名、負傷者428名の人的被害に加え、大阪府を中心に住家の全半壊63棟、一部破損23,544棟など大きな被害が生じています。（7月2日現在／総務省消防庁）

障害者関係施設については大阪府高槻市の4か所、吹田市の1か所、守口市の1か所、京都府八幡市の1か所のグループホームに壁のひび割れ等の軽微な物的被害がありました。（6月29日現在／厚生労働省）

全社協・地域福祉部 全国ボランティア市民活動振興センターでは、被災地支援・災害ボランティア情報を発信するとともに、災害義援金・支援金の募集をおこなっています。詳細は下記URLをご参照ください。

全社協 被災地支援・災害ボランティア情報

<https://www.saigaivc.com/>

2. 改正バリアフリー法 および 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律 が公布される

今国会（第196回）にて審議が行われていた標記法案につきまして、平成30年5月25日に改正バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正）が、平成30年6月13日に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が公布されました。それぞれの法の概要は次頁以降に記載をしておりますのでご確認ください。

改正バリアフリー法

（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正）概要

1. 背景

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機とした、共生社会の実現、高齢者、障害者等も含んだ一億総活躍社会の実現の必要性

2. 概要

① 理念規定／国および国民の責務

- ・「共生社会の実現」、「社会的障壁の除去」を明確化
- ・「心のバリアフリー」として、高齢者、障害者等に対する支援を明記

② 公共交通事業者等によるハード・ソフト一体的な取組の推進

- ・ハード対策に加え、接遇・研修のあり方を含むソフト対策のメニューを国土交通大臣が新たに作成
- ・事業者は、ハード・ソフト計画の作成・取組状況の報告・公表

③ バリアフリーのまちづくりに向けた地域における取組強化

- ・市町村がバリアフリー方針を定めるマスタープラン精度を創設
- ・近接建築物との連携による既存地下駅等のバリアフリー化を促進するため、協定制度及び容積率特例を創設

④ 更なる利用し易さ確保に向けた様々な施策の充実

- ・貸切バス・遊覧船等の導入時におけるバリアフリー基準適合を義務化
- ・建築物等のバリアフリー情報の提供を新たに努力義務化
- ・障害者等の参画の下、施策内容の評価等を行う会議の開催を明記

詳細につきましては、下記国土交通省ホームページをご参照ください。

<法律の情報>

[参議院 HP] ホーム > 議案情報 > 第196回国会（常会） > 法律案（内閣提出）一覧 > No.23 > 成立法律のPDFファイルは、こちらでご覧いただけます。

<http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/196/meisai/m196080196023.htm>

<バリアフリー施策の情報>

[国土交通省 HP] ホーム > 政策・仕事 > 総合政策 > バリアフリー

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/index.html>

障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の概要

1. 目的

文化芸術は、これを創造・享受する者の障害の有無にかかわらず、心の豊かさや相互理解をもたらすものであることに鑑み、文化芸術基本法の基本的理念にのっとり、文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ること。

2. 基本的施策

① 文化芸術の鑑賞の機会の拡大（9条）

- ・字幕、音声ガイド、手話等での説明の提供促進
- ・施設のバリアフリー化等の障害の特性に応じた鑑賞しやすい環境の整備促進 など

② 文化芸術の創造の機会の拡大（10条）

- ・社会福祉施設、学校等で必要な支援を受けつつ文化芸術活動を創造することが出来る環境整備 など

③ 文化芸術の作品等の発表の機会の確保（11条）

- ・公共施設における発表のための催しの開催推進
- ・芸術上価値が高い作品等の海外発信 など

④ 芸術上価値が高い作品等の評価等（12条）

- ・作為品等の発掘・専門的な評価を行う環境の整備
- ・保存場所の確保 など

⑤ 権利保護の推進（13条）

- ・著作権等の制度に関する普及啓発
- ・著作権保護等に関するガイドラインの公表
- ・契約締結時の障害者への支援の充実 など

⑥ 芸術上価値が高い作品等の販売等にかかる支援（14条）

- ・規格、対価の授受等に関する事業者との連絡調整を支援する体制の整備 など

⑦ 文化芸術活動を通じた交流の促進（15条）

- ・小学校等を訪問して行う障害者の文化芸術活動の支援
- ・特別支援学校と他学校の相互交流の場の提供
- ・国際的な催しへの参加促進 など

⑧ 相談体制の整備等（16条）

- ・文化芸術活動について障害者、その家族等からの相談に応じる地域ごとの身近な体制の整備等 など

⑨ 人材の育成等（17条）

- ・①の説明・環境整備、②の支援、④の評価、⑧の相談等に関わる人材の育成・確保のための研修、大学等における当該育成に資する教育の推進 など

⑩ 情報の収集等（18条）

- ・国内外の取組に関する情報収集・整理・提供 など

⑪ 関係者（国・地方公共団体、関係団体、大学、産業界等）の連携協力（19条）

※⑩を除き、地方公共団体も国と同様に施策を講ずる。

3. 「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」の一部改訂について

平成30年6月11日、厚生労働省より「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」の改訂版が公表されました。主な改定内容は以下のとおりです。

「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」の主な変更点

- (1) 障害者虐待の事案に証拠隠滅罪の罪に問われた事例を追記（P6、P10）
- (2) 障害者福祉施設従事者等による虐待の「障害者福祉施設等」に新サービスを追記（P7）
- (3) 刑法の改正で「強姦罪・準強姦罪」が「強制性交等罪・準強制性交等罪」に変更となり、それに伴う取扱いの変更を追記（P7～P8）
- (4) 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定における短期入所の「定員超過特例加算」の創設及びその期間は定員超過利用減算を適用しない旨と、「緊急短期入所受入加算」の期間の拡充について追記（P23～24）
- (5) 「身体拘束廃止未実施減算」の新設について追記（P26～P27）
- (6) 社会福祉法の改正による変更点を修正（P44）

「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」については、下記、厚生労働省ホームページよりダウンロードが可能です。

[厚生労働省HP] ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 障害者福祉 > 障害者虐待防止法が施行されました > 通知・関連資料等

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaihashukushi/gyakutaiboushi/tsuuchi.html

II. その他の関連情報

1. 平成30年度再犯防止シンポジウムのご案内 ～一般就労と福祉との狭間にある者への就労支援～

平成30年7月26日(木)に、法務省主催の標記シンポジウムが開催されます。犯罪をした者等の中でも特に就労の確保が難しい「一般就労と福祉の狭間にある者」に焦点を当てて、支援の現状や課題等について議論されます。

パネルディスカッションでは、犯罪をした者等を受け入れている社会福祉法人や企業関係者等から現状を紹介した上で、一般就労と福祉的支援の狭間にある者等の雇用についての課題を共有し、その解決策について議論されます。詳細については下記および法務省ホームページをご参照いただき、ご関心のある方は是非ご参加ください。

再犯防止シンポジウム(概要)

日 時：平成30年7月26日(木) 14:00～17:00 ※事前登録制、入場無料
 場 所：全社協・灘尾ホール(東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル内)
 プログラム：

時間	内容
13:00	開場・受付
14:00	開会
14:15	基調講演 「農福連携の取組のいま」 濱田 健司氏(一般社団法人JA共済総合研究所 主任研究員 全国農福連携推進協議会 会長)
15:00	休憩
15:15	パネルディスカッション 「再犯防止と福祉的就労」 パネリスト 濱田 健司氏 中村 邦子氏(社会福祉法人 白鳩会 常務理事) 杉山 章子氏(ミュージックセキュリティーズ株式会社 取締役) 幸地 正樹氏(ケイスリー株式会社 代表取締役) 今福 章二氏(法務省大臣官房審議官) コーディネーター 田中 里沙氏(事業構想大学院大学 学長)
17:00	閉会

応募締切：平成30年7月20日(金) 必着

定 員：先着順(500名)

申込方法：①氏名(ふりがな)、②職業、③年齢、④電話番号 を本文に記載のうえ、件名を『平成30年度 再犯防止シンポジウム応募』として、下記アドレスまでメールでお申し込みください。

[申込用メールアドレス] synpo-saihanboushi@i.moj.go.jp

問合せ先：再犯防止シンポジウム事務局(法務省大臣官房秘書課 企画再犯防止推進室内)

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1

TEL:03-3592-7007

〔法務省HP〕 トップページ > 政策・施策 > 刑事政策 > 再犯防止対策
> 平成30年度再犯防止シンポジウム～一般就労と福祉との狭間にある者への就労支援～ の開催について
http://www.moj.go.jp/hisho/seisakuhyouka/hisho04_00064.html

2. 平成30年度障害者週間「心の輪を広げる障害者理解促進事業」における「心の輪を広げる体験作文」「障害者週間のポスター」の募集について

平成30年7月2日(月)より、標記募集が開始されました。詳細につきましては、下記および内閣府ホームページをご参照いただき、ご関心のある方は是非ご応募ください。

「心の輪を広げる体験作文」「障害者週間のポスター」作品募集の概要

【心の輪を広げる体験作文】

1. 募集テーマ

「出会い、ふれあい、心の輪 -障害のある人とない人の心のふれあい体験を広げよう-

2. 応募資格

小学生以上(小学生以上であれば、障害の有無にかかわらずどなたでも応募可能。)

3. 募集内容

- ① 「小学生部門」「中学生部門」「高校生・一般部門」のいずれかとし、未発表の作品1編に限ります。
- ② 作文の内容は、障害のある人とない人の心のふれあいの体験をつづったものとします。作文は原則として400字詰め原稿用紙を使用し、「小学生部門」・「中学生部門」については2～4枚程度、「高校生部門」については4～6枚程度とします。

【障害者週間のポスター】

1. 募集テーマ

「障害の有無にかかわらず、誰もが能力を発揮して安全に安心して生活できる社会の実現」

2. 応募資格

小学生及び中学生(小学生・中学生であれば、障害の有無にかかわらずどなたでも応募可能。)

3. 募集内容

- ① 応募は、「小学生部門」「中学生部門」のいずれかとし、未発表の作品1点に限ります。
- ② 内容は、障害のある人に対する理解促進に資するものとし、障害のある人とない人の相互理解・交流等を表現したものとします。※作品中に標語や文字は入れないでください。
- ③ ポスターの規格は画用紙B3版(横364mm×縦515mm)又はいわゆる四つ切り(横382mm×縦542mm)を使用してください。作品は縦位置(縦長)のみとします。

〔内閣府HP〕 ホーム > 内閣府の政策 > 共生社会政策トップ > 障害者施策 > もっと詳しく > 意識啓発
> 平成30年度障害者週間における「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」の募集
<http://www8.cao.go.jp/shougai/kou-kei/boshu30.html>

3. 平成30年度都道府県経営協経営セミナー（前期）のご案内

各都道府県社会福祉法人経営者協議会において、平成30年7月～8月の期間中に、平成30年度都道府県経営協セミナー（前期）が開催されます。

今年度の前期セミナーでは、多くの社会福祉関係者が不安と感じられている「人材確保」、「広報戦略」、「地域における公益的な取組」をキーワードに、経営者が押さえておくべきポイントや着眼点について理解を深め、将来を見据えた法人経営の確立に資することを目的に開催されます。各都道府県の開催日程については下記をご参照ください。

なお、詳細や参加申込等は各都道府県経営協へお問い合わせください。

開催日程（各都道府県別）

https://www.keieikyo.com/storage/articles/49/article_pdfs/都道府県セミナー（前期）日程.pdf